

『理事長 院長 実務家のための 医療法人の事業承継 Q&A』 発刊

本書(『理事長 院長 実務家のための 医療法人の事業承継 Q&A』 実務出版)を、日本公認会計士協会近畿会 非営利会計委員会 医療法人小委員会のメンバーで執筆しました。

私も加わっています。

本書は、題名のとおり医療法人における**事業承継**問題への解決策を収録していますが、同時に**相続税対策**としても有益な考え方を提示しています。医療法人経営者・経営幹部のみならず、金融・保健関係者、さらには**税務・会計人**にとっても大いに役立つ実務参考書になるはずです。平成 26 年早々に、書店に並びます。

以前に記事にした**合宿** は、この本のために行われたものです。

年齢の異なる社会人が一つの目的のために集まって、密度の濃い時間を共有できたことは、この上ない喜びでした。まるで学生時代に戻ったような感覚でした。お陰様で発刊までこぎつけることができました。ありがとうございます。

以下、本書の内容をご理解いただくために、《はじめに》を引用します。

平成 18 年の医療法改正により、平成 19 年 4 月 1 日以降の医療法人の新規設立は出資持分の定めのない医療法人に限定されました。

それまでに設立された医療法人は全て、出資持分の定めのある医療法人で、医療法改正後も医療法附則第 10 条第 2 項により、憲法第 29 条の「個人の財産権の保障」との関係上、出資持分の定めのない医療法人への移行は『当分の間』各医療法人の自主的な判断に任せています。この『当分の間』の状態にある出資持分の定めのある医療法人を、経過措置型医療法人といいます。現在の医療法人数(平成 24 年 3 月末現在:47,825 法人)のうち約 88%はこの**経過措置型医療法人**であり、「一般の出資持分の定めのある医療法人」と「出資額限度法人」の 2 種類があります。

この経過措置型医療法人から**出資持分の定めのない医療法人**(「社会医療法人」、「特定医療法人」、「基金拠出型医療法人」、「一般の出資持分の定めのない医療法人」の 4 種類)への移行は遅々として進んでいない状況です。

その主な原因は、「社会医療法人」や「特定医療法人」への移行では、移行時の各種税金は非課税となっても、それまでのように**自由度の高い同族経営**を維持することはできません。かといって「基金拠出型医療法人」や「一般の出資持分の定めのない医療法人」への移行では、それまでの自由度の高い同族経営は維持できても、移行時に多大なみなし贈与税が課されます。

しかしながら、このまま放置して経過措置型医療法人を継続していても、いずれは近い将来に相続が発生します。その場合には出資金の相続税評価が時の経過とともに更に高まり、流通性(換金性)の低い出資証券(非上場で、医療法第 54 条により配当禁止等のため)であるにもかかわらず相続財産が多額に評価され、後継者に多大な相続税の負担を強いることとなります。言わば、「前門の虎・後門の狼」と言えます。

また、経過措置型医療法人の出資者であり社員の退社時や相続時において、「一般の出資持分の定めのある医療法人」では多額の払戻しを迫られることとなり、「出資額限度法人」では剰余金部分について既存のその他の出資者に贈与税の負担を強いることとなります。

次に、将来の病棟建替資金を確保しようとする、各種経営の合理化による経費の節約に励み法人税を支払ってでも内部留保を高めることが必要ですが、内部留保を高めれば高めるほど出資金の相続税評価額も相対的に高まり、二律背反のジレンマに陥ることとなります。

これに対し、出資持分の定めのない医療法人へ移行する場合には、出資者全員の財産権(出資持分払戻請求権や残余財産分配請求権)を放棄することとなりますので、移行後は、出資者(社員)の退社時や相続時に多額の払戻しを迫られることはありませんし、相続発生時に相続税納付の心配も無くなります。また医療法人の解散時の残余財産は国等に帰属することとなりますので、残余財産分配時の課税問題も生じません。

そのため、「基金拠出型医療法人」や「一般の出資持分の定めのない医療法人」へ移行する場合には、相続税等の代替として移行後の医療法人を個人とみなして贈与税が課されることとなります。ただし、特定医療法人に移行する場合にはみなし贈与税は移行時に非課税が確定し、社会医療法人も同様に非課税となる確率が高いと言えます。



まとめますと、
今後は、**より公益性の高い非同族経営**を目指す場合には、次のいずれかの方法を選択することとなります。

- ① 財産権を放棄して出資持分の定めのない「特定医療法人」に移行し、移行時のみなし贈与税を支払わず、移行後の法人税は低率課税の恩典を受ける方法
- ② 財産権を放棄して出資持分の定めのない「社会医療法人」に移行し、移行時のみなし贈与税を支払わず、移行後の法人税は非課税(医療保健業及びその附随業務)の恩典を受ける方法

一方、今後も**自由度の高い同族経営**を維持されたい場合には、次のいずれかの方法を選択することとなります。

- ③ 財産権を維持したまま経過措置型医療法人を継続し、相続発生時(贈与時)に相続税(贈与税)を個人にて支払う方法
- ④ 財産権を放棄して「基金拋出型医療法人」か「一般の出資持分の定めのない医療法人」に移行し、みなし贈与税を移行後の医療法人にて支払う方法

本著は、以上のような経過措置型医療法人の出資持分に関する問題点について、各種 Q & A を体系的にとりまとめて解説しています。平成 27 年 1 月 1 日からスタートする相続税・贈与税の改正を踏まえ、経過措置型医療法人の関係者の方々が事業承継を考えるにあたっての解決策を見出す手助けの一助となることを、また、1 日でも早く医業に専念できる体制づくりを構築され地域医療に末永く貢献されることを、執筆者一同心より祈念いたしております。

日本公認会計士協会近畿会
非営利会計委員会
医療法人小委員会
出版編集責任者 公認会計士・税理士 本井 啓治